

高教 第140-13号

特支教第30040-12号

平成27年7月13日

県立学校長 様

群馬県教育委員会事務局

高校教育課長 山口 政夫

特別支援教育室長 須藤 隆

いじめ防止等に向けた取組の徹底について（通知）

標記については、各校において、平成27年度いじめ問題対策推進事業計画に基づく児童生徒主体のいじめ防止活動を推進するとともに、認知したいじめ事案については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応を行っているところですが、全国的に見ると、依然として、憂慮すべき事態が発生している状況にあります。

については、夏季休業前に、下記事項について再度確認を行い、各校におけるいじめ防止等に向けた取組の徹底を図るようお願いします。

記

1 児童生徒の観察及び対応

- (1) 全ての教職員が、いつでも、どこでも児童生徒のSOSに気づくことができるよう、丁寧な児童生徒観察を行うこと。
- (2) 学校生活に関する児童生徒のアンケート調査・生活記録等を見直し、気になる児童生徒を洗い出すこと。
- (3) 不安や悩み等を抱える児童生徒については、夏季休業前の支援を徹底するとともに、夏季休業中等も、本人や保護者と連絡を取り合うなどして、問題の解消に努めること。また、1学期に認知された事案については、解消の有無に関わらず、夏季休業中も児童生徒や保護者と連絡を取り合うこと。

2 教職員間の情報共有

いじめやいじめが疑われる事案を把握した場合は、管理職への迅速な報告及び教職員間の情報共有を徹底し、養護教諭やスクールカウンセラー等との連携を含め、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応を行うこと。

3 保護者等との連携

- (1) 日頃から保護者等との良好な関係づくりに努めること。
- (2) いじめやいじめが疑われる事案を把握した場合は、保護者等へ速やかに報告し、連携して対応すること。また、保護者等からの相談等に対しては誠意をもって対応すること。

担当	高校教育課生徒指導係	高橋
☎	027-226-4642	
	特別支援教育室企画係	池田
☎	027-226-4652	

(公印省略)

義教 第120-3号

平成27年7月13日

各市町村教育委員会教育長 様

群馬県教育委員会

教育長 吉野 勉

(義務教育課)

いじめ問題への取組の徹底について (通知)

いじめ問題への取組につきましては、日頃より組織的に対応していただき、心より感謝申し上げます。

特に、全県で取り組んでおります「いじめ防止フォーラム」や「いじめ防止子ども会議」等においては、児童生徒による自主的ないじめ防止活動等の成果が発表されており、今後ともこのような取組をさらに充実していただきたいと考えております。

しかしながら一方で、全国的に見ても、いじめの問題は、依然、極めて憂慮すべき事態にあることから、夏季休業前に下記の事柄について、改めて貴管下の各学校に御指導いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 いじめを受けている、または受けていると予測される児童生徒への対応

- (1) 学校生活に対する児童生徒や保護者からの相談記録や、アンケート調査、生活ノート等を再度見直し、いじめの有無について把握する。
- (2) 児童生徒から、いじめを受けている等の相談やサインがあった場合には、児童生徒や保護者と速やかに面談等を行い、当該児童生徒の心に添った対応に努める。
- (3) これまでにいじめが認知されたケースでは、いじめの解消の有無に関わらず、夏季休業中であっても児童生徒や保護者と連絡を取り合い、児童生徒の心身の様子をきめ細かく把握する。

2 教職員同士の情報共有

- (1) 各学校で定めた「学校いじめ防止基本方針」を改めて全教職員で共通理解し、いじめを根絶するよう努める。
- (2) 一人一人の児童生徒の授業や生活の様子等の情報を全教職員で共有し、いじめがある場合や予測される場合は学校全体で対応する。
- (3) 個別に心のケアの必要な児童生徒に対しては、養護教諭やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携し、迅速かつ組織的に対応する。

担 当：生徒指導係 酒 井
電 話：027-226-4619 (ダイヤル)

県立高等学校長 }
県立中等教育学校長 } 様

群馬県教育委員会事務局高校教育課長 山口 政夫

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防に
ついて（通知）

このことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長より通知がありました。

すでに、高教第140-13号「いじめ防止等へ向けた取組の徹底について（通知）平成27年7月13日付」により、いじめ防止の取組については通知したところですが、今回の通知を受け、下記のとおり対応するよう願います。

記

- 1 いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応に係る点検表（別紙）について
・別紙点検表の項目について点検を行い、8月28日（金）までに担当あて電子メールで回答する。
点検にあたっては、高教第140-15号『生徒指導支援資料5「いじめに備える」について平成27年8月5日付』で通知した資料等を活用する。
- 2 児童生徒の自殺予防教育について
・18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬の長期休業明けに急増する傾向があることに留意し、あらためて自殺予防の資料（※URL参照）を教職員に配布するなどして、組織的に対応できる体制を整える。

※「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（H21.3月 文科省）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

※「子どもに伝えたい自殺予防」（H26.11月 文科省）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm

担当	生徒指導係 亀井
電話	027-226-4642（ダイヤルイン）
FAX	027-243-7759

(公印省略)

義教第152-38号

平成27年8月7日

各市町村教育委員会教育長 様

群馬県教育委員会
教育長 吉野 勉
(義務教育課)

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の自殺予防に
ついて (通知)

このことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から
通知がありました。

いじめ問題への取組については、「いじめ問題への取組の徹底について」(平成27年
7月13日付け 義教 第120-3号)でお願いをしたところですが、このたびの文部科学
省通知に基づいて、下記の対応をしていただきますようお願いします。

記

1 いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応に係る点検・評価について

各学校において、現在の取組について、別紙「いじめ防止対策推進法に基づく組
織的な対応に係る点検表」(文科省通知に基づいて作成)により、点検・評価を行
ってください。

(1) 提出期限

平成27年8月28日(金)

(2) 提出方法

各学校から提出された別紙「いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応に係
る点検表」の写しを各2部提出 ※集計の必要はありません。

(3) 提出先

各教育事務所生徒指導担当指導主事宛て

2 児童生徒の自殺予防教育について

夏季休業が終了した直後の時期は、学校での生活の悩みを抱える児童生徒が不安
定な精神状態となり、場合によっては深刻なケースに至ることも懸念されます。あ
らためて自殺予防の資料(※URL参照)を教職員に周知するなどして、組織的に対
応できる体制を整えてください。

※「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(H21.3月 文部科学省)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

※「子どもに伝えたい自殺予防」(H26.7月 文部科学省)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm

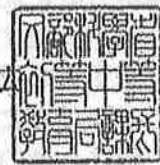
担 当：生徒指導係 酒井
電 話：027-226-4619(ダイヤル)



27初児生第20号
平成27年8月4日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪田 知 広



(印影印刷)

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童生徒の
自殺予防について（通知）

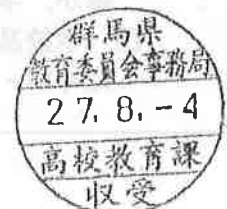
平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、これまでいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）等に基づき、学校において、いじめの問題への取組の徹底及び児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、最近においても、岩手県矢巾町において中学生がいじめの疑いにより自殺する事案が発生するなど、依然として児童生徒が命を絶つ痛ましい事案が生じているところです。

については、特に、長期休業日が終了した学期始め等の時期にあつては、児童生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから、貴管下の学校において教職員等が連携・協力し、法及び法に基づく国の基本方針に沿って対応していただくようお願いします。

貴職におかれては、下記の事項について御留意いただき、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあつては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあつては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した市町村担当部課にあつては認可した学校に対し、周知を図るとともに、この夏季休業期間中にしっかりと対応いただきますよう御指導をお願いします。併せて、各設置者におかれては所管の学校より対応状況について報告を求め、その結果に基づき必要な措置を執っていただくなど、本通知に基づく適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記



1. 法に基づく組織的な対応に係る点検について

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策組織」という。）については、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であるという法及び国の基本方針の趣旨を適切に踏まえた体制や取組が措置されていること。特に、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴え等、いじめの疑いに係る情報があった際には、特定の教職員で抱え込まずに、いじめ対策組織を活用し速やかに組織的に対応すること。

各学校で定める学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）が法及び国の基本方針を適切に踏まえたものとなっているか検討を行うとともに、学校基本方針に沿った対応ができているか、また、以下の事項については、たとえ学校基本方針に記載がなくても取り組む必要があると考えられるので、取組がなされているか点検するとともに、これらの点検の結果として、必要に応じ学校基本方針を見直す等の措置を講ずること。

- いじめに当たるか否かの判断に当たっては、当該行為を受けている児童生徒が現に心身の苦痛を感じているかという視点に立ち、いじめられた児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認して総合的に判断すること。また、いじめが解消していたとしても、いじめに関する情報共有や報告を積極的に行うこと。いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じているかどうかは明確ではない場合であっても、「心身の苦痛を感じている」との要件が限定して解釈されることのないよう、いじめられた児童生徒に寄り添った視点に立つこと
- いじめ対策組織が、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、その存在及び活動が児童生徒から認識され、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な組織として機能していること
- いじめ対策組織の年間を通じた取組を通じ、全ての教職員がいじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口と児童生徒から認識され、適切に対応していること。全ての教職員がささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに全ていじめ対策組織に報告・相談するとともに、いじめ対策組織において適切な情報の集約と複数の教職員による共有がなされていること
- いじめ対策組織が、学校の実情に応じ、管理職のみならず、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員など複数の教職員や、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参画した実効性のある人選となっていること。また、いじめの未然防止、早期発見、教職員の資質や同僚性の向上に資するため、児童生徒に最も接する機会が多い学級担任や教科担任を始め全ての教職員がいじめ対策組織に一定期間参画するなど、適時適切に構成員の見直しが図られていること
- 学校基本方針が、いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、年間を通じた活動が記載されていること
- 定期的なアンケート調査等の、いじめの早期発見・対処に関する取組や校内研修が、学校基本方針のとおり計画的・組織的に実行されていること
- 学校基本方針において、いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じ

て、いじめの未然防止に資する多様な取組が体系的かつ計画的に措置されていること

- 学校基本方針に従った組織的な対応ができるよう、全ての教職員がその内容を把握していること
- いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されることが教職員に周知されていること

2. 児童生徒の自殺予防について

平成21年3月に「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」を配布し、研修教材等として活用すべきことをこれまでも周知しているところであるが、改めて各学校で適切に活用し、研修等を行うよう周知徹底すること。

また、平成26年度の自殺対策白書でも指摘されているとおり、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて急増する傾向があることに留意し、組織的に対応できる体制を整え、児童生徒への見守りを強化するなどして重点的に対応すること。

【参考 URL (教師が知っておきたい子どもの自殺予防)】

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

【参考】

平成26年度自殺対策白書(抄)

3. その他

各学校には、学校基本方針の策定やいじめ対策組織の設置が、法で義務付けられていることを踏まえ、現在も対応がなされていない場合は、この夏季休業期間中に措置すること。

また、国のいじめ防止基本方針に「策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。」とあるように、ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずること。

各地方公共団体によっては、各学校の取組に資するよう、地方いじめ防止基本方針が法及び国の基本方針に沿ったものとなっているかどうか検討し、必要に応じた適切な見直しを行うこと。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係、いじめ対策支援第一・第二係

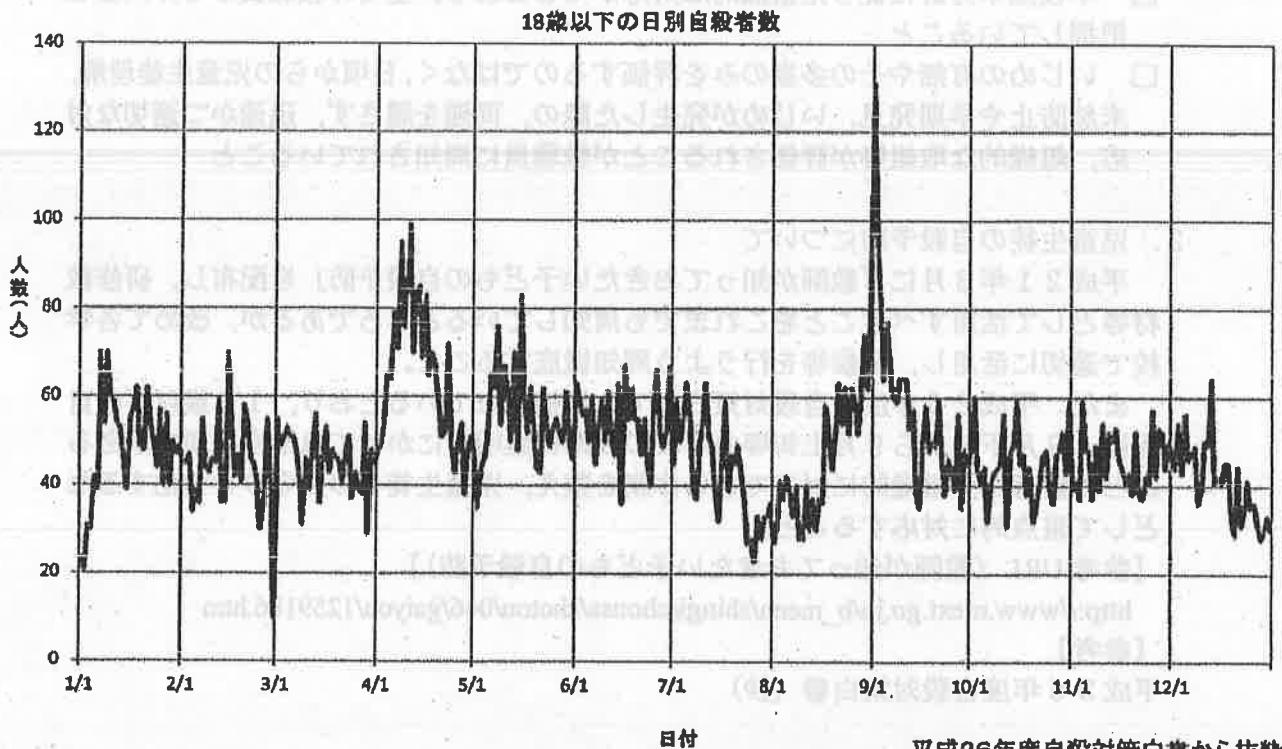
電話番号 03-5253-4111 (内線 3298, 2583)

03-6734-3298 (直通)

e-mail s-sidou@mext.go.jp

平成26年度自殺対策白書(抄)

参考



平成26年度自殺対策白書から抜粋
(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

【平成26年度自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域における対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応に係る点検表

 学校名

 校長名

次の1から11について、校長が点検し、点検結果を「はい」か「いいえ」の欄に○印で示してください。

		はい	いいえ
1	「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応ができています		
2	いじめに当たるか否かの判断に当たっては、当該行為を受けている児童生徒に寄り添い、心身の苦痛を感じているかという視点に立ち判断している		
3	いじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒から認識され、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な組織として機能している		
4	全ての教職員が些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、全て対策組織に報告・相談するとともに、組織的な対応がなされている		
5	いじめ対策組織は、管理職のみならず児童生徒に接する機会の多い学級担任など複数の教職員や、必要に応じて心理や福祉の専門家等、実効性のある人選となっている		
6	いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、年間を通じた活動が「学校いじめ防止基本方針」に記載されている		
7	定期的なアンケート調査、校内研修が計画的・組織的に行われている		
8	年間の学校教育活動全体を通じて、いじめ未然防止に資する多様な取組が体系的かつ計画的に行われている		
9	「学校いじめ防止基本方針」に従った組織的な対応ができるよう、全ての教職員がその内容を把握している		
10	いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組が評価されることが教職員に周知されている		
11	策定した学校いじめ基本方針を学校のホームページへの掲載、その他の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講じている		
1～11の各項目において、「いいえ」と回答したものについて、今後の具体的な対応策を記述してください。			